

弘前市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 要件チェックシート

住所 :

氏名 :

①あなたは世帯の主たる生計維持者（世帯の生活費を主として維持している方）ですか

はい

いいえ（世帯の主たる生計維持者が申請してください）

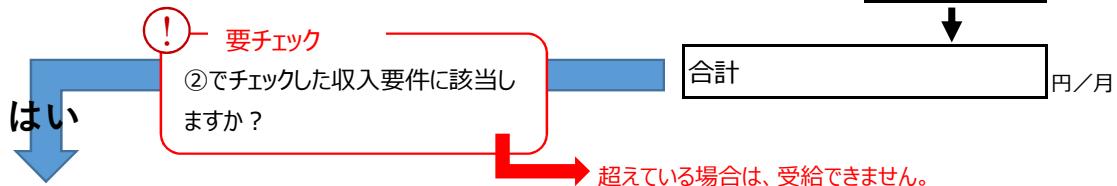
②あなたを含み、何人の世帯ですか

世帯人数	収入要件	資産要件	世帯人数	収入要件	資産要件
1人	10.8万円以下	46.8万円以下	6人	28.4万円以下	100.0万円以下
2人	15.1万円以下	69.0万円以下		32.2万円以下	
3人	17.9万円以下	84.0万円以下		35.5万円以下	
4人	21.4万円以下	100.0万円以下		38.4万円以下	
5人	24.8万円以下	100.0万円以下	10人	41.3万円以下	

↓ 収入要件・資産要件をチェックし、て次へ！

③あなたの世帯では、現在ひと月にどれだけ収入がありますか（確認できる最新の収入月額）

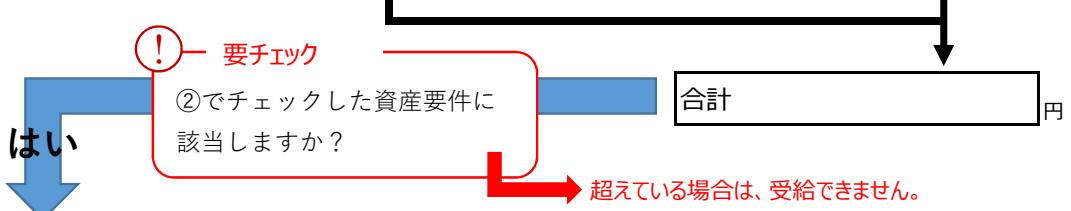
<input type="checkbox"/> 給料（交通費を除く総支給額）	⇒ 給与明細表	_____ 円／月
<input type="checkbox"/> 事業収入（個人事業の方）	⇒ 売上・経費がわかる帳簿等	_____ 円／月
<input type="checkbox"/> 児童手当	⇒ 通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____ 円／月
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	⇒ 通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____ 円／月
<input type="checkbox"/> その他の手当	⇒ 通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____ 円／月
<input type="checkbox"/> 各種年金	⇒ 通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____ 円／月
<input type="checkbox"/> 仕送り、養育費等	⇒ 通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____ 円／月
<input type="checkbox"/> 家族の収入	⇒ 上記に準ずる	_____ 円／月



超えている場合は、受給できません。

④あなたの世帯では、現在どれだけ預貯金（定期預金含む）及び現金がありますか

<input type="checkbox"/> 世帯主名義の通帳 1	_____ 円	<input type="checkbox"/> ご家族名義の通帳 1	_____ 円
<input type="checkbox"/> 世帯主名義の通帳 2	_____ 円	<input type="checkbox"/> ご家族名義の通帳 2	_____ 円
<input type="checkbox"/> 世帯主名義の通帳 3	_____ 円	<input type="checkbox"/> ご家族名義の通帳 3	_____ 円
<input type="checkbox"/> 世帯主名義の通帳 4	_____ 円	<input type="checkbox"/> ご家族名義の通帳 4	_____ 円
<input type="checkbox"/> 世帯主名義の通帳 5	_____ 円	<input type="checkbox"/> ご家族名義の通帳 5	_____ 円



超えている場合は、受給できません。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給できる可能性があります。

（本シートは面談等の際ご持参ください）

相談や面談の予約は、ひろさき生活・仕事応援センターまで
TEL36-3766・38-1260・35-1111（内956）

！ 他の審査項目があります

！ 決定後、一定の求職活動等が必要です

※裏面あり

弘前市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 必要書類一覧表

※面談のうえ、申請の要件を全て満たした際に必要となる書類です。

	提出書類等	具体的な書類例	○➡必須 △➡場合により必要	確認欄
①	本支援金の支給申請書	申請時に作成	○	
②	申請時確認書	申請時に作成	○	
③	本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○	
④	【再貸付まで利用した方】 社会福祉協議会が実施する特例貸付（総合支援資金の再貸付）が確認できる書類の写し	・再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可） ※不承認だった場合、不承認通知の写し	△ ※ない場合は⑥が必要	
⑤	【初回貸付のみ利用した方】 社会福祉協議会が実施する特例貸付（緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付）が確認できる書類の写し	・緊急小口資金及び総合支援資金の借用書（控）の写し（貸付決定通知書の写しでも可）	△ ※ない場合は⑥が必要	
⑥	再貸付不承認 又は 過去借入状況申告書	※④、⑤の書類がない場合に提出（申請時に作成）	△ ※④又は⑤がない場合のみ	
⑦	収入が確認できる書類の写し 【申請者及び同一の世帯員】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録（通帳）など ※収入が無い場合は、通帳など	○	
⑧	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者及び同一の世帯員】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分について必要 ※ <u>貸付の振込確認</u> 、 <u>支援金の振込先確認</u> にも必要	○	
⑨	求職活動関係書類	求職受付票（ハローワークカード）の写し（申請後でも可。）	○ ※申請後でも可	
⑩	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの） ※生活保護を申請中である場合のみ	△ ※保護申請中の場合のみ	

今後の生活の自立に向けて、下記の（1）又は（2）のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動を確認した後に支援金を支給します。なお、活動が確認できない場合には、支給中止となります。

（1）公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（具体的には下記①～③の求職活動）

- ① 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 月1回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
- ③ 月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※ ①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

（2）就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと